

被告人の身体的魅力が裁判員の判断に及ぼす影響

猪八重涼子・深田博己・樋口匡貴・井邑智哉

Effects of defendant's physical attractiveness on citizen judges' decisions

Ryouko Iyae, Hiromi Fukada, Masataka Higuchi, and Tomoya Imura

本研究では、裁判員裁判を想定した状況設定を行い、質問紙実験によって、裁判員を演じる実験参加者の判断に及ぼす被告人の身体的魅力の影響を検討した。独立変数は、被告人の身体的魅力（高、低）、被告人の性（女性、男性）、実験参加者の性（女性、男性）の参加者間変数であり、従属変数の測定は事後測定計画であった。実験参加者は、219名の大学生であり、印刷された裁判資料を読んだ後、質問紙に回答した。被告人の身体的魅力は、裁判員の課す量刑を軽くすることが示された。そして、被告人の身体的魅力の増加は、情状酌量の余地の認知を高め、犯行の性格への帰属を低めることによって、裁判員の量刑判断を甘くし、殺人罪適用を減少させることが実証された。本研究の結果は、身体的魅力のステレオタイプが裁判員の判断に影響することを証明した。

キーワード：被告人の身体的魅力，ステレオタイプ，裁判員，量刑判断

問 題

裁判員制度

平成21年に日本に導入された裁判員制度においては、一般の市民が刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを、裁判官と一緒に判断することになる。最高裁判所（2008a）のホームページによると、裁判員制度で扱われる刑事事件は、人を殺した場合（殺人）、強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷）、人にけがをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）、泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）、人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）、身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）、子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）など、重大な事件である。裁判場面での判断について訓練を受けていない一般市民が、このような刑事事件に裁判員として参加することで、誤判の生じる可能性が高まるのではないかと懸念される。また、同様の制度（陪審員制度）を取り入れているアメリカでは、陪審員が感じるストレスやトラウマといった問題が指摘されており（Hafemeister, 1993）、日本でも国民の義務として導入された裁判員制度への不安の声が高まっている。

一般市民が刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを判断する場合、誤判の生じる可能性が懸念されるが、これまでの調査によれば、被告人の人種・魅力などの違いが、ステレオタイプとして働き、その刑の判断へのバイアスとして陪審員の判断に影響することが指摘されている (Dane, 1992)。特に、個人の身体的な魅力は重要な手がかりになる。例えば、身体的に魅力的な人は、男性であれ女性であれ、より社会的に望ましいパーソナリティを持っていて、またより成功した、満ち足りた生活を送っていると判断される (Dion, Berscheid, & Walster, 1972)。この結果から「魅力的な人は良い人だ」というステレオタイプの存在が示唆される。

身体的魅力のステレオタイプの影響

身体的魅力のステレオタイプに関する古典的研究として、子供の身体的魅力と罪の評価の関係を挙げた Dion (1972) の研究がある。Dion (1972) の研究の背景には、他者の行動を個人がどのように解釈するかは、他者の全体的な特徴について個人の保有している知識によって影響され、個人は内面的に一貫した他者の印象を得るように努力する、という Heider (1958) の認知的均衡理論が存在する。Dion (1972) の研究では、大人が子供に対して身体的魅力に関するステレオタイプを持っていると仮定されている。そして、大人は自分の予想と子供の行為との間の矛盾を解決しようと試み、その結果、同じ罪を犯した非魅力的な子供に比べて、魅力的な子供の重大でない罪は、深刻でなく、望ましさも低くないと、身体的に魅力的な子供に対するポジティブなステレオタイプに一致する方向で判断されると仮定した。また、Dion (1972) は、もし有害な行為が深刻な場合、子供の有害な行為が、その子の素質的な性格を反映しているのか、あるいはただ単にその子の一過的な心理状態を反映しているのか、という帰属 (行為の原因を何に帰属するか) の問題として捉えた。そして、帰属判断に際して子どもの身体的魅力が影響し、深刻な有害な行為が魅力的な子供によるものであったとき、大人がその行為を素質的なものではないと解釈し、身体的に魅力的な子供へのポジティブなステレオタイプが維持されると仮定した。

Dion (1972) の結果では、深刻な悪戯を犯した子供に対する大人の評価が、子供の身体的魅力によって異なり、非魅力的な子供は、魅力的な子供に比べ、より素質的に反社会的性格を持っていると判断された。加えて、その子供が今後同様の悪戯を繰り返すと思うかという判断に関しては、魅力と悪戯の深刻さの間の交互作用がみられ、悪戯が深刻な条件でのみ、魅力的な子供は非魅力的な子供よりも将来同様な悪戯を行いにいと判断された。しかし、子どもの身体的魅力の違いによって与えられる罰の強さに違いがみられなかったことに対して、Dion (1972) は、強度以外の罰の次元 (例えば、罰の種類) や罰を与える過程には差が認められるかもしれないと述べている。

Dion (1972) の研究に加えて、身体的魅力のステレオタイプの先行研究として、大学生に模擬裁判を行わせた結果、同じ罪を犯しても美しい人はそうでない人に比べて半分程度の刑期が相当であると判断されることを示した Sigall & Ostrove (1975) の研究や、陪審員裁判場面を想定した実験によって、裁判で与えられる視聴覚的な情報の中でも、被告人の身体的魅力が法廷上の判断に特に大きな影響を持つことを示した Kulka & Kessler (1978) の研究、危険運転致死罪のケースにおいて魅力的な被告人が非魅力的な被告人に比べてより短い量刑を与えられることを示した Staley (2008) の研究が挙げられる。また、レイプ容疑のケースにおいて、被告人の魅力が被告人の利益として働

く可能性を示した Vrij & Firmin (2001) の研究がある。

以上のように、加害者の身体的魅力が第三者の罰の判断に及ぼす影響を、裁判場面で検証していくことは意義のあることであると考えられる。成人加害者の身体的魅力が裁判員の罰の判断に及ぼす影響を検討するに当たっては、両者のジェンダーを考慮しなければならないだろう。恋人選択における身体的魅力の影響を検討した Walster, Aronson, Abrahams, & Rottmann (1966) の研究より、身体的魅力のステレオタイプの効果は異性であるか同性であるかにより異なると示唆されるので、本研究では、加害者の身体的魅力の要因のほかに、裁判員の役割を演じる判断者（実験参加者）の性の要因と加害者である被判断者（被告人）の性の要因を取り上げる。

本研究の目的と仮説

身体的魅力のステレオタイプと罪の判断についての Dion (1972) の研究で使用された事件は、裁判員制度で扱われるほどの重大な事件ではなかったし、罪を犯した行為者は子供であった。成人被告人に対するステレオタイプの判断が裁判員裁判のような重い罪の判断の場面で出現するとすれば、それは看過できない問題であるといえる。

本研究では、裁判員制度で主に扱われるような重大な刑事事件を用い、成人被告人の身体的魅力に関するステレオタイプが裁判員の刑罰の判断に及ぼす影響について検討することを第1の目的とする。その際、本研究では、実際の裁判員場面を想定し、被告人に与える罰を具体的な「量刑」として判断させるだけでなく、「殺人罪適用」、「傷害致死罪適用」といった複数の判断測度を用意することによって、被告人の身体的魅力が裁判員の刑罰の判断に及ぼす影響を多面的に測定する。

また、本研究では、被告人の身体的魅力が裁判員の刑罰の判断に及ぼす影響メカニズムを解明することを第2の目的とする。その際、「情状酌量の余地」、「被告人の今後の再犯予測」、「被告人の犯行の性格への帰属」を媒介変数として設定することによって、被告人の身体的魅力が裁判員の刑罰の判断に及ぼす影響過程を分析する。

本研究を進めるに当たって、身体的魅力のステレオタイプが働くことを前提として、目的に沿って以下の仮説を設けた。仮説 1：身体的魅力の高い被告人は、身体的魅力の低い被告人に比べて、より軽い刑罰が課せられるであろう。仮説 2：身体的魅力の高い被告人は、身体的魅力の低い被告人に比べて、情状酌量の余地が大きいと認知され、犯行を素質的な性格に帰属される傾向が低く、今後同様の犯行を繰り返さないと認知されるであろう。

方 法

実験計画の概要と実験参加者

実験計画の概要 実験参加者は、殺人事件の裁判状況が提示され、その裁判に裁判員として参加していると仮定して、質問に回答するように要求された。実験は、被告人の身体的魅力（魅力高条件、魅力低条件）、被告人の性（女性条件、男性条件）、裁判員を演じる実験参加者の性（女性条件、男性条件）を独立変数とする3要因実験参加者間計画であった。

主たる従属変数のうち最終変数は、被告人へ与える量刑に加え、殺人罪適用、傷害致死罪適用に関する判断といった刑罰の判断、媒介変数は、情状酌量の余地、被告人の今後の再犯予測、犯行の

性格への帰属といった諸認知であった。裁判員制度への参加意欲を事前・事後測定計画に基づいて測定した以外は、他の全ての従属変数は事後測定計画に基づいて測定した。

実験参加者 もともの実験参加者は、広島県内のH大学の1年生～4年生計234名であった。234名の内、性別不明者2名、複数項目にわたって無回答のある者13名の計15名を除き、219名を分析対象者とした。有効参加者219名の内訳は、女性113名、男性106名、平均年齢19.91歳（標準偏差1.14）であった。被告人の魅力条件別、被告人の性条件、実験参加者の性条件ごとの実験参加者の人数をTable 1に示した。なお、1項目のみ無回答のある実験参加者の場合、該当項目の欠損値に参加者全体の項目平均を代入して使用した。

Table 1 条件別の実験参加者数

被告人の魅力	被告人の性	参加者の性	n
高	女性	女性	25
		男性	31
	男性	女性	29
		男性	24
低	女性	女性	30
		男性	24
	男性	女性	29
		男性	27

実験手続きと小冊子の構成

実験手続き 「裁判員制度に関する調査」と題するA4で片面印刷10ページの小冊子を使用した質問紙実験が、2008年11月～12月の授業時間の直後に集団実施された。実験依頼時に、小冊子の表紙と口頭で実験内容を説明し、参加者の合意を得た。参加者に対して菓子を謝礼とすると伝えた。

小冊子の表紙には、「この調査は、2009年度から開始される裁判員制度について、皆さんの考えを調べることを目的としています。下記の注意事項を読んで、参加していただけるのであれば、次のページへお進みください。よろしくお願いたします。」と、教示が印刷してあった。表紙には、「調査倫理にかかわる注意事項」7項目、記入の仕方、調査実施者名及び連絡先などが印刷してあった。

回答方式は、A学部では記名式、B学部では無記名式であった。被告人の身体的魅力（高、低）×被告人の性別（男性、女性）の4種類の小冊子を、男性及び女性参加者に対して無作為に配付することによって、事件参加者の無作為配置を実現した。実験実施の所要時間は約15分であった。

小冊子の構成 小冊子は、①表紙、②事前測定質問（自尊心尺度、裁判員制度への参加意欲の質問紙）（1ページ目）、③具体的教示（裁判の概要説明、役割指示、提示情報の一覧）（2ページ目）、④事件の概要説明と被告人の顔写真（3ページ目）、⑤起訴状（4ページ目）、⑥弁護人の意見、検察による冒頭陳述（5ページ目）、⑦現場の見取り図、凶器の写真（6ページ目）、⑧被告人の供述、弁

護側の意見，検察官の最終意見，弁護人の最終意見（7 ページ目），⑨事後測定質問（殺人罪適用判断，傷害致死罪適用判断，情状酌量の余地判断，今後の再犯予測，犯罪行為の性格への帰属，量刑判断）（8 ページ目），⑩事後測定質問（裁判員制度へ参加することに対するストレス量の予測，裁判員制度への参加意欲，被告人の魅力，参加者の性別と年齢）（9 ページ目）の順序で構成されていた。

裁判状況の設定と実験材料

裁判状況の設定 被告人が元恋人を刺殺した殺人事件に関する裁判状況を，最高裁判所（2007・2008a・2008b）や「開かれた裁判員制度」研究会（2007）の資料を参考にして設定した。この裁判状況に関して実験参加者に対して提示した情報は，①事件の概要，②被告人の写真，③起訴状（検察官が被告人を訴える内容をまとめたもの：公訴事実と被告人の氏名・生年月日・本籍・住所），④弁護人の意見，⑤検察側の冒頭陳述（検察官による被告人が犯した犯罪の詳細：より詳しい事実関係を示した冒頭陳述），⑥現場の見取り図，⑦凶器の写真，⑧被告人の供述調書（被告人が話した内容を記録した供述調書），⑨弁護人の意見，⑩検察官の最終意見（検察官が事実や法律の適用などについて述べる最終意見），⑪弁護人の最終意見（弁護人が事実や法律の適用などについて述べる最終意見），の11種類であった。

被告人の顔写真の設定 独立変数である被告人の身体的魅力を操作する刺激として，魅力的あるいは非魅力的と判断できる男性あるいは女性の白黒顔写真を1枚ずつ，計4枚使用した。個人の魅力を評価するという倫理的な問題から，写真はモーフィング（morphing）によってパソコン上で合成したものをを用いた。魅力を規定する要因の一つとして，顔の形態の平均性があげられている。合成する写真の枚数が増えるに従って魅力の評定値が高くなるという西谷・吉川・赤松（1999）の指摘に基づき，男性・女性各20名の平均顔を魅力的な刺激として作成した。非魅力的な刺激としては，それぞれ平均的でないと判断できる顔写真を2枚選び，それらを合成したものをを用いた。どの写真の顔も眼鏡は使用していない。

従属変数

自尊心尺度 本研究の目的と直接関係しないので，説明を省略する。

裁判員制度への参加意欲変化 裁判員裁判場面を体験することによる，裁判員制度への参加意欲の変化を調べるために，裁判状況のシナリオを読む前後に「あなたは裁判員制度に参加したいと思いますか」の1項目で尋ね，「非常に思う（7点）」から「全く思わない（1点）」までの7段階で回答を求めた。事後得点から事前得点を差し引いた値を裁判員制度への参加意欲変化得点とした。

殺人罪適用判断，傷害致死罪適用判断 量刑の判断に関する項目として，「この被告人には殺人罪を適用するべきだと思いますか」，「この被告人には傷害致死罪を適用するべきだと思いますか」の各1項目で尋ね，「非常に思う（7点）」から「全く思わない（1点）」までの7段階で回答を求めた。

情状酌量の余地判断，今後の犯行予測，犯行の性格への帰属 「この被告人には情状酌量の余地があると思いますか」，「この被告人は今後も同じような罪を犯すと思いますか」，「この被告人は殺人を犯すような性格をしていると思いますか」の各1項目で尋ね，「非常に思う（7点）」から「全

量刑判断 殺人罪の場合、量刑としては、5年～20年の懲役が与えられること、傷害致死罪の場合は3年～20年の間の懲役が与えられること、また本実験で使用した裁判場面では、検察官が懲役15年、弁護人が懲役3年を主張していることを示し、判断の手がかりを与えた上で、3～20年の中から被告への量刑の判断を年単位で求めた。

裁判員制度に対するストレス予測 「実際の裁判員裁判に参加することはあなたにとってどれくらいストレスになると思いますか」の1項目で尋ね、「非常にストレスになる(7点)」から「全くストレスにならない(1点)」までの7段階で回答を求めた。

魅力操作に関するチェック項目 顔写真による魅力操作が適切に行なわれていたかどうかを確認するために、「この被告人にどの程度よい印象を感じますか」(肯定的印象)、「この被告人にどの程度好意を感じますか」(好意度)、「この被告人の顔にどの程度魅力を感じますか」(魅力)、「この被告人の顔を整っていると感じますか」(端整さ)の4項目で尋ね、それぞれ「非常に感じる(7点)」から「全く感じない(1点)」までの7段階で回答を求めた。4項目間には高い内的整合性($\alpha=.84$)が認められたので、4項目の加算平均を印象評価得点とした。

人口統計学的変数 性別と年齢の記述を求めた。

結 果

実験操作のチェック

8つの実験条件別に算出した被告人に対する印象評価得点の平均値と標準偏差をTable 2に示した。印象評価得点に関する被告人の魅力、被告人の性、参加者の性の3要因分散分析を行った。その結果、被告人の魅力の主効果($F(1, 211) = 48.73, p < .001$)、被告人の性の主効果($F(1, 211) = 4.00, p < .05$)が有意であり、魅力高条件の方が魅力低条件よりも、また、女性被告人の場合の方が男性被告人の場合よりも、被告人に対する実験参加者の印象評価が高かった。

被告人の魅力と被告人の性の交互作用($F(1, 211) = 4.50, p < .05$)が有意であった。女性被告人の場合と男性被告人の両方で、被告人の魅力の単純主効果($F(1, 211) = 41.42, p < .001$; $F(1, 211) = 11.81, p < .001$)が有意であり、また、被告人の魅力高条件で、被告人の性の単純主効果($F(1, 211) = 8.49, p < .01$)が有意であった。それぞれの単純主効果の形態は、主効果の形態と同一方向であった。印象評価得点に関しては、被告人の魅力の主効果が有意であったが、予期せぬ被告人の性の主効果および被告人の魅力と性の交互作用も有意であった。しかし、被告人の性の主効果および被告人の魅力と性の交互作用の大きさに比べて、被告人の魅力の主効果の大きさが突出していたので、実験操作は一応有効であったと解釈できるであろう。

Table 2 印象評価の平均（標準偏差）

被告人の魅力	被告人の性	参加者の性	印象評価
魅力高	女性	女性	3.64 (1.08)
		男性	3.61 (1.11)
	男性	女性	3.20 (0.90)
		男性	2.98 (1.11)
魅力低	女性	女性	2.45 (0.81)
		男性	2.43 (0.90)
	男性	女性	2.35 (1.01)
		男性	2.56 (0.69)

刑罰の判断（最終変数）

実験条件別に、量刑判断、殺人罪適用判断、傷害致死罪適用判断の平均と標準偏差を Table 3 に示した。

量刑判断 量刑判断に関して、被告人の魅力、被告人の性、参加者の性の3要因分散分析を行った。その結果、被告人の魅力の主効果 ($F(1, 211) = 9.13, p < .01$) が有意であり、魅力高条件の方が魅力低条件よりも判断された量刑の平均値が低かった。また、被告人の性の主効果 ($F(1, 211) = 6.34, p < .05$) が有意であり、女性被告人の方が男性被告人よりも与えられる量刑の平均値が低かった。さらに、参加者の性の主効果 ($F(1, 211) = 13.61, p < .001$) が有意であり、女性参加者の方が男性参加者よりも与える量刑の平均値が低かった。しかし、各要因間の交互作用はみられなかった。

殺人罪適用判断 殺人罪適用判断に関して、3要因分散分析を行った。その結果、被告人の性の主効果 ($F(1, 211) = 5.23, p < .05$) が有意であり、女性被告人の方が男性被告人よりも、殺人罪適用判断得点が低かった。また、参加者の性の主効果 ($F(1, 211) = 7.79, p < .01$) が有意であり、女性参加者は男性参加者よりも、殺人罪適用判断得点が低かった。

さらに、被告人の魅力と参加者の性の交互作用 ($F(1, 211) = 4.11, p < .05$) が有意であった。男性参加者の場合に、被告人の魅力の単純主効果 ($F(1, 211) = 4.54, p < .05$) が有意であり、魅力高条件の方が魅力低条件よりも男性参加者の殺人罪適用判断得点が低かった。また、被告人の魅力低条件で、参加者の性の単純主効果 ($F(1, 211) = 11.61, p < .001$) が有意であり、女性参加者の方が男性参加者よりも魅力の低い被告人に対する殺人罪適用判断得点が低かった。

傷害致死罪適用判断 傷害致死罪適用判断に関する3要因分散分析の結果、参加者の性の主効果 ($F(1, 211) = 5.79, p < .05$) が有意であり、女性参加者の方が男性参加者よりも傷害致死罪適用判断得点が高かった。

Table 3 刑罰の判断に関する平均 (標準偏差)

被告人の魅力	被告人の性	参加者の性	量刑判断	殺人罪 適用判断	傷害致死罪 適用判断	
魅力高	女性	女性	6.20 (2.18)	3.92 (1.26)	4.52 (1.39)	
		男性	7.07 (3.13)	4.29 (1.64)	4.16 (1.71)	
	男性	女性	6.64 (2.70)	4.62 (1.21)	4.21 (1.29)	
		男性	9.83 (4.56)	4.54 (1.38)	3.63 (1.17)	
	魅力低	女性	女性	7.57 (2.84)	3.83 (1.26)	4.23 (1.07)
			男性	9.42 (4.72)	4.83 (1.46)	4.00 (1.35)
男性		女性	8.66 (4.48)	4.31 (1.42)	4.28 (1.41)	
		男性	10.26 (4.70)	5.15 (1.54)	3.52 (2.12)	

刑罰の判断に先行する諸認知 (媒介変数)

実験条件別に、情状酌量の余地、被告人の今後の再犯予測、被告人の犯行の性格への帰属といった刑罰の判断に先行すると思われる諸認知の平均と標準偏差を Table 4 に示した。

情状酌量の余地の認知 情状酌量の余地の認知に関する3要因分散分析の結果、被告人の性の主

効果 ($F(1, 211) = 5.15, p < .05$) が有意であり、女性被告人の方が男性被告人よりも情状酌量の余地の認知得点が高かった。このほかに、被告人の魅力の主効果 ($F(1, 211) = 3.56, p < .10$) と参加者の性の主効果 ($F(1, 211) = 3.50, p < .10$) が共に有意傾向にあり、魅力高条件の方が魅力低条件よりも、また、女性参加者の方が男性参加者よりも、それぞれ情状酌量の余地の認知得点が高い傾向にあった。

さらに、情状酌量の余地の認知に関しては、被告人の魅力、被告人の性、参加者の性の2次の交互作用が有意であった ($F(1, 211) = 7.12, p < .01$)。単純交互作用の検定を行ったところ、①男性参加者の場合に、被告人の魅力と被告人の性の単純交互作用 ($F(1, 211) = 6.70, p < .05$) が有意、②男性被告人の場合に、被告人の魅力と参加者の性の単純交互作用 ($F(1, 211) = 3.90, p < .05$) が有意、③被告人の魅力が高い場合に、被告人の性と参加者の性の単純交互作用 ($F(1, 211) = 7.22, p < .01$) が有意、また、④女性被告人の場合に、被告人の魅力と参加者の性の単純交互作用 ($F(1, 211) = 3.23, p < .10$) が有意傾向であった。

単純単純主効果の検定を行ったところ、被告人が女性で、参加者が男性の場合、被告人の魅力の単純単純主効果が有意であり ($F(1, 211) = 7.35, p < .01$)、男性参加者は、魅力の高い女性被告人の方を魅力の低い女性被告人よりも、情状酌量の余地が大きいと認知していた。加えて、被告人が男性で、参加者が女性の場合、被告人の魅力の単純単純主効果が有意傾向であり ($F(1, 211) = 3.40, p < .10$)、女性参加者は、魅力の高い男性被告人の方を魅力の低い男性被告人よりも情状酌量の余地が大きいと認知する傾向があった。これらの結果は被告人が異性で、かつ魅力が高いときには、参加者はより情状酌量の余地があると認知しやすいことを示している。

他方、被告人の魅力が高く、参加者が男性の場合、被告人の性の単純単純主効果が有意であり ($F(1, 211) = 12.47, p < .001$)、男性参加者は、魅力的な女性被告人の方を魅力的な男性被告人よりも情状酌量の余地が大きいと認知していた。また、被告人の魅力が高く、被告人が男性の場合、参加者の性の単純単純主効果が有意であり ($F(1, 211) = 8.40, p < .01$)、魅力的な男性被告人に対して、女性参加者の方が男性参加者より情状酌量の余地が大きいと認知していた。

今後の再犯予測 被告人の今後の再犯予測得点に関して、3要因分散分析を行った結果、被告人の魅力の主効果 ($F(1, 211) = 3.05, p < .10$) が有意傾向であり、被告人の魅力が高い条件の方が低い条件よりも、今後の再犯予測得点が低い傾向にあった。

犯行の性格への帰属 被告人の犯行の性格への帰属得点に関して、被告人の魅力の主効果 ($F(1, 211) = 12.37, p < .001$) が有意であり、魅力高条件の方が魅力低条件よりも、被告人の犯行を被告人の性格に帰属することは低かった。

また、被告人の魅力、被告人の性、参加者の性の2次の交互作用 ($F(1, 211) = 4.01, p < .05$) が有意であった。単純交互作用の検定を行ったところ、①被告人が女性の場合に、被告人の魅力と参加者の性の単純交互作用 ($F(1, 211) = 4.79, p < .05$) が有意、②参加者が男性の場合、被告人の魅力と被告人の性の単純交互作用 ($F(1, 211) = 3.04, p < .10$) が有意傾向であった。被告人の魅力に関して被告人の性別と参加者の性別の単純交互作用が有意であった。

単純単純主効果の検定を行ったところ、被告人が女性で、参加者が女性の場合、被告人の魅力の

単純単純主効果の検定を行ったところ、被告人が女性で、参加者が女性の場合、被告人の魅力の単純単純主効果 ($F(1, 211) = 9.45, p < .01$) が有意であり、女性参加者は、魅力的な魅女性被告人の犯行の方を魅力的でない女性被告人の犯行よりも、より小さく性格に帰属させていた。また被告人が男性で、参加者が男性の場合、被告人の魅力の単純単純主効果 ($F(1, 211) = 5.98, p < .05$) が有意であり、男性参加者は、魅力的な男性被告人の犯行の方を魅力的でない男性被告人の犯行よりも、より小さく性格に帰属させていた。これらの結果から、被告人が同性の場合、被告人が魅力的であれば、参加者は被告人の犯行を性格のせいにする可能性が低くなることを示す。

また、被告人の魅力が低く、参加者が男性の場合、被告人の性の単純単純主効果 ($F(1, 211) = 4.19, p < .05$) が有意であり、男性参加者は、魅力の低い女性被告人の方を魅力の低い男性被告人よりも、犯行を性格に帰属させることが低かった。被告人の魅力が高く、被告人が女性の場合、参加者の性の単純単純主効果 ($F(1, 211) = 4.00, p < .05$) が有意であり、魅力的な女性被告人に対して、女性参加者は男性参加者に比べ、犯行を性格に帰属させることが低かった。

Table 4 刑罰の判断に先行する諸認知の平均 (標準偏差)

被告人の魅力	被告人の性	参加者の性	情状酌量の 余地判断	今後の 再犯予測	犯行の性格 への帰属
魅力高	女性	女性	4.56 (1.16)	2.76 (1.13)	2.92 (1.19)
		男性	4.88 (1.45)	3.29 (1.44)	3.55 (1.31)
	男性	女性	4.66 (0.97)	3.07 (1.13)	3.34 (0.90)
		男性	3.63 (1.31)	3.50 (1.53)	3.42 (1.21)
		女性	4.50 (1.07)	3.23 (1.52)	3.89 (1.13)
		男性	3.92 (1.44)	3.58 (1.56)	3.54 (1.35)
魅力低	女性	女性	4.00 (1.34)	3.66 (1.42)	3.83 (1.04)
		男性	3.96 (1.63)	3.48 (1.45)	4.19 (1.11)

裁判员制度に関するその他の反応

実験条件別に、裁判员制度への参加意欲（事前、事後、変化量）、ストレス予測の平均と標準偏差を Table 5 に示した。

参加意欲の変化 裁判员裁判場面の体験前における裁判员制度への参加意欲得点、体験後の参加意欲得点、体験後の得点から体験前の得点を差し引いた変化得点のそれぞれに関して、3 要因分散分析を行ったが、有意な効果は何も得られなかった。裁判员制度への参加意欲は、総じて低い。

裁判员制度に対するストレス予測 裁判员裁判場面を体験した後に測定した、実際の裁判员裁判に参加することに対するストレスの予測得点に関する 3 要因分散分析の結果、参加者の性の主効果 ($F(1, 211) = 4.96, p < .05$) が有意であり、女性の方が男性よりも大きいストレスを予測していた。

Table 5 裁判员制度に関するその他の反応の平均値（標準偏差）

被告人 の魅力	被告人の 性	参加者の 性	裁判员制度へ の参加意欲 (事前)	裁判员制度へ の参加意欲 (事後)	裁判员制度へ の参加意欲 (変化量)	ストレス量 の予測	
魅力高	女性	女性	3.36 (1.58)	3.04 (1.34)	-0.32 (0.85)	5.68 (1.14)	
		男性	3.10 (2.04)	3.00 (2.02)	-0.10 (1.01)	5.42 (1.46)	
	男性	女性	2.83 (1.63)	2.86 (1.60)	0.03 (1.30)	5.52 (1.06)	
		男性	2.88 (1.87)	2.83 (1.74)	-0.05 (0.75)	5.29 (1.49)	
	魅力低	女性	女性	2.80 (1.47)	2.50 (1.53)	-0.30 (0.79)	5.78 (1.06)
			男性	3.42 (2.26)	3.21 (2.17)	-0.21 (1.18)	5.17 (1.63)
男性		女性	2.66 (1.37)	2.41 (1.24)	-0.24 (0.69)	5.86 (0.99)	
		男性	3.11 (2.33)	2.88 (2.04)	-0.23 (1.24)	5.37 (1.62)	

従属変数間の相関関係

本研究で測定した 10 個の従属変数間のピアソンの積率相関係数を Table 6 に示した。

殺人罪適用判断と傷害致死罪適用判断との間には、Table 6 に示されるように高い負の相関関係が存在し、本研究の状況設定においては、殺人罪と傷害致死罪は相対立する刑罰であることを示す。被告人の犯行に対して殺人罪を適用するか傷害致死罪を適用するかは、被告人の犯行に対して下す量刑判断に直接関係する。ちなみに、量刑判断と殺人罪適用判断との間には中程度の正の相関関係が見られ、量刑判断と傷害致死罪適用判断との間には弱い負の相関関係が見られる。

情状酌量の余地の認知と今後の再犯予測および犯行の性格への帰属との間にはそれぞれ弱い負の相関関係が存在し、今後の再犯予測と犯行の性格への帰属との間には中程度の正の相関関係が存在した。そして、情状酌量の余地の認知は、量刑判断および殺人罪適用判断との間に負の相関関係を、傷害致死罪適用判断との間に正の相関関係を示した。他方、今後の再犯予測および犯行の性格への帰属は、量刑判断および殺人罪適用判断との間に正の相関関係を、傷害致死罪適用判断との間に負の相関関係を示した。

Table 6 各変数間の積率相関行列

	傷害致死罪 適用判断	情状酌量の 余地判断	今後の 再犯予測	犯行の性格 への帰属	量刑判断	ストレス量 の予測	被告人の 魅力	裁判員制度 への参加意欲 (事前)	裁判員制度 への参加意欲 (変化量)
殺人罪適用判断	-.62 ***	-.40 ***	.21 **	.37 ***	.52 ***	-.01	-.20 **	-.06	.09
傷害致死罪適用判断		.36 ***	-.09	-.18 **	-.27 ***	.03	.09	.11	-.11
情状酌量の余地判断			-.27 ***	-.27 ***	-.49 ***	-.05	.21 **	.17 **	-.07
今後の再犯予測				.50 ***	.25 ***	-.11	-.05	.02	.08
犯行の性格への帰属					.33 ***	-.02	-.23 ***	.05	-.06
量刑判断						.06	-.19 **	-.01	.00
ストレス量の予測							-.08	-.33 ***	-.24 ***
被告人の魅力								.16 *	.06
裁判員制度への参加意欲 (事前)									-.37 ***

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

被告人の身体的魅力が参加者の刑罰の判断に及ぼす影響過程

被告人の身体的魅力が刑罰の判断に及ぼす影響過程を明らかにするために、共分散構造分析によるパス解析を行った。解析に用いた変数は 3 水準に整理された。第 1 水準は、被告人の魅力 (魅力低: 0 / 魅力高: 1), 被告人の性 (女性: 0 / 男性: 1), および参加者の性 (女性: 0 / 男性: 1), 第 2 水準は、刑罰の判断に影響すると考えられる情状酌量の余地判断, 今後の再犯予測, 犯罪行為の性格への帰属, 第 3 水準は、量刑判断に加えて、殺人罪適用判断および傷害致死罪適用判断の値を使用した。

修正指標の値を参考に、第 2 水準の今後の再犯予測と犯罪行為の性格への帰属の各誤差間, 第 3 水準の量刑判断と殺人罪適用判断の各誤差間, および殺人罪適用判断と傷害致死罪適用判断の各誤差間の相関を設定し、さらに推定値が 10%水準で有意ではないパスを削除してモデルの修正を行った。その結果、モデルの適合度は $GFI = .961$, $AGFI = .884$, $RMSEA = .088$ となり、十分な値が得られた。

パス解析によって得られたパス図を Figure 1 に示す。各従属変数の説明率は、情状酌量の余地判断に関しては $R^2 = .05$, 今後の再犯予測に関しては $.01$, 犯行の性格への帰属に関しては $.05$ と小さい

ものであったが、量刑判断、殺人罪適用判断、傷害致死罪適用判断に関しては、 $R^2 = .25 / .19 / .13$ と比較的大きな説明率が得られた。パス解析の結果、被告人の魅力は情状酌量の余地判断および犯行の性格への帰属を經由して量刑判断や各種罪状適用判断に帰結する一方で、今後の再犯予測は被告人の魅力によって影響を受けるものの、量刑判断等に影響を及ぼさないことが示された。

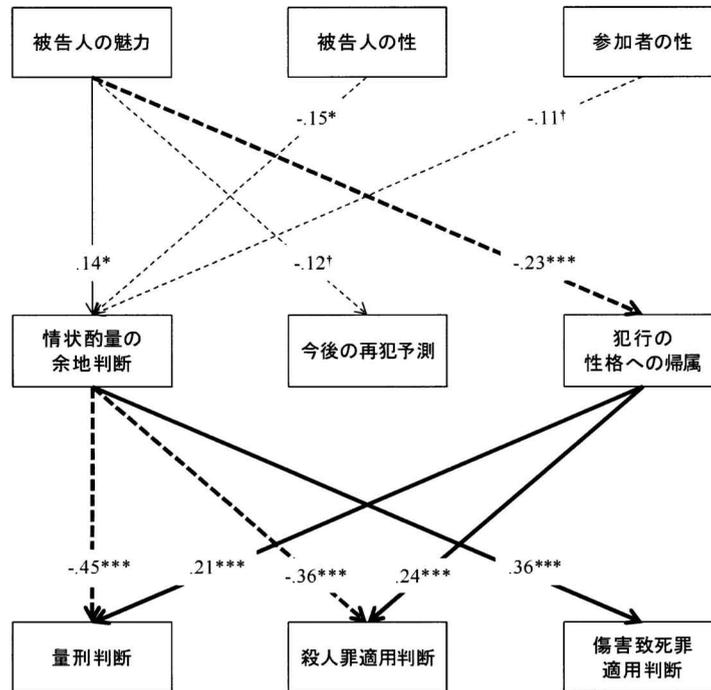


Figure 1 被告人の魅力から刑罰の判断への影響過程

注: 「被告人の魅力」に関しては操作変数であり、魅力低条件に 0, 魅力高条件に 1 を代入した。また「被告人の性」および「参加者の性」に関しては、女性に 0, 男性に 1 を代入した。

0.1%水準で有意であるパスは太線、負のパスは点線により示した。

考 察

本研究の目的は、裁判員裁判場面を想定した質問紙実験を通して、身体的魅力のステレオタイプの効果を検討することであった。

被告人の身体的魅力の影響

本研究の結果から、被告人の身体的魅力は、参加者の刑罰の判断やそれを支える認知に大きく影響することが示された。すなわち、参加者は、魅力的でない被告人に比べて、魅力的な被告人に対してより軽い量刑を課すことが解明された。そして、被告人の身体的魅力は、参加者の性と交互作用することによって、殺人罪の適用判断にも影響し、男性参加者は、魅力的でない被告人に比べて、魅力的な被告人に対して殺人罪の適用が減少することが解明された。この現象は女性参加者には認

められなかった。

また、被告人の身体的魅力は、刑罰の判断の先行要因にも大きく影響していることが証明された。参加者は、魅力的でない被告人に比べて魅力的な被告人に対して、犯行には情状酌量の余地が大きく、今後の再犯の可能性が低いと予測する傾向があり、被告人の性格に犯行の原因を求めることが明らかになった。

さらに、情状酌量の余地に関する二次の交互作用の結果によると、異性の被告人に対して参加者は、魅力的な被告人の方が魅力的でない被告人よりも、情状酌量の余地が大きいと認知する（傾向がある）ことが判明した。犯行の性格への帰属に関する二次の交互作用の結果によると、同性の被告人に対して参加者は、魅力的な被告人の方が魅力的でない被告人よりも、犯行の原因を性格に帰属することが少ないことが判明した。

このように、被告人の魅力の高低によって、被告人に対して示す参加者の刑罰の判断に関わる諸認知や量刑判断が異なることが実証され、刑罰の判断に関わる諸認知と量刑判断の知見は一貫している。

本研究の結果は、被告人の身体的魅力のステレオタイプが働くことによって、魅力的な被告人にはより軽い刑罰が課せられるであろうという仮説1を支持するものであった。また、本研究の結果は、魅力的な被告人には情状酌量の余地が大きく、今後の再犯予測が低く、犯行の性格への帰属が低いと認知されるであろうという仮説2を全面的に支持するものであった。Dion（1972）の研究では、大人は魅力的な子供が行った罪に対して、その深刻さに関わらず、それを非魅力的な子供が行った場合よりも軽く罰するだろうという仮説を立てていたにもかかわらず、与える罰の強さに差がみられなかったが、本研究の結果は Dion（1972）の当初の仮説を全面的に支持するものであった。本研究の結果は、裁判員が魅力的な被告人と魅力的でない被告人の罪を差別的に判断し、魅力的な被告人には不当に軽い刑罰を、魅力的でない被告人には不当に重い刑罰を課す危険性のあることを示唆している。

被告人の性の影響

被告人が男性であるか女性であるかは、参加者の刑罰の判断や判断に先行する認知に影響することがわかった。被告人が男性の場合よりも女性の場合の方で、参加者は、より軽い量刑を課し、殺人罪の適用を減少させ、犯行には情状酌量の余地がより大きいと認知することが判明した。

被告人の性の効果は、本研究で実験に使用したシナリオ材料の影響である可能性が高い。別れ話をされた後、別れたくないと言いかける、というシナリオの流れが、女性の性役割に一致してみられるため違和感がないが、逆に男性の性役割とは一致してみられないため違和感が生じ、女性の方でより軽い量刑となったのかもしれない。また、単に女性の方が男性よりも社会的弱者とみなされ、情状酌量の余地があると判断されやすいためとも考えられる。Dion（1972）では、罪の判断に対する被判断者である子供の性の影響はみられなかったが、この違いは被判断者が子供であるのか青年であるのかが、原因であるのかもしれない。女性と男性との性役割の違いは、彼らが子供であるときよりも、成長したときにより明確になると考えられるからである。

参加者の性の影響

参加者の性も参加者の刑罰の判断や判断に先行する認知に影響することが判明した。女性参加者は、男性参加者に比べて、被告人に対してより軽い量刑を課し、殺人罪の適用度を減少させ、逆に傷害致死罪の適用を増加させ、犯行には情状酌量の余地がより大きいとの認知傾向をもつことが判明した。

Dion (1972) では、実験参加者の性は要因として用いられていなかったが、本研究の結果より、裁判員制度において、裁判員の性構成が偏ることによって判決に不平等が生じる危険性が示唆された。すなわち、裁判員の構成において男性の占める比率が高くなると、被告人への刑罰の判断が厳しくなり、女性の占める比率が高くなると、被告人への刑罰の判断が甘くなる可能性のあることが示された。これより、裁判員の性構成については、事件によって男女比が変動することは好ましくなく、男女比が常に半々に保たれねばならないことが読み取れる。裁判員制度において、裁判員の性別が偏ることによって判決に不平等が生じる可能性を示しているため、裁判員として選ばれる6人の性の割合を、事前に統制しておく必要性が強く指摘される。

被告人の身体的魅力が裁判員の刑罰の判断に及ぼす影響過程

共分散構造分析によるパス解析の結果、被告人の身体的魅力が裁判員の刑罰の判断に及ぼす影響過程には2つの過程が存在することが解明できた。

一つは、被告人の魅力が高くなるほど、裁判員は、被告人の情状酌量の余地を大きいと認知するようになり、情状酌量の余地を大きいと認知するほど、量刑判断が甘くなり、殺人罪適用判断が抑制され、傷害致死罪適用判断が促進される過程である。もう一つは、被告人の魅力が高くなるほど、裁判員は、被告人の犯行を被告人の性格へ帰属しなくなり、犯行を被告人の性格へ帰属しなくなるほど、量刑判断と殺人罪適用判断が抑制される過程である。

本研究のこうした結果は、帰属の推測が魅力の影響を受け、その結果与えられる罰の強さに違いが見られるとするDion (1972) の仮説を支持するものである。被告人の魅力から刑罰の判断への影響過程において、今後の再犯予測の要因が関与しなかった原因は、殺人(傷害致死)という罪の内容が、Dion (1972) の設定した子供のいたずらと比べて非常に重く、内的帰属に関係する測定項目としては不適切であったことによるのかもしれない。

このほかに、被告人が女性の場合に、また、裁判員が女性である場合に、裁判員は、被告人の情状酌量の余地を大きいと認知するようになり、情状酌量の余地を大きいと認知するほど、量刑判断が甘くなり、殺人罪適用判断が抑制され、傷害致死罪適用判断が促進される過程も解明された。

本研究の知見のまとめと今後の課題

本研究で得られた知見を、裁判員制度の観点から整理すると以下ようになる。

刑罰の判断と先行認知の規定因 1) 身体的魅力の低い被告人に比較して、身体的魅力の高い被告人に対して、裁判員は相対的に軽い量刑を課す。また、身体的魅力の低い被告人に比較して、身体的魅力の高い被告人に対して、裁判員は、情状酌量の余地が相対的に大きいと認知する傾向、今後の再犯予測を相対的に高く認知する傾向があり、犯罪行為の原因を性格に帰属することが相対的に少ない。

2) 身体的魅力の低い被告人に比較して、身体的魅力の高い被告人に対して、男性裁判員は、殺人

罪の適用を相対的に抑制するが、被告人の身体的魅力の違いによる殺人罪の適用度の違いは女性裁判員には見られない。

3) 男性被告人に比較して、女性被告人に対して、裁判員は、相対的に軽い量刑を課し、殺人罪の適用を相対的に抑制する。また、男性被告人に比較して、女性被告人に対して、裁判員は、情状酌量の余地が相対的に大きいと認知する。

4) 男性裁判員に比較して、女性裁判員は、被告人に課す量刑が相対的に軽く、殺人罪の適用を相対的に抑制し、傷害致死罪の適用を相対的に促進する。また、男性裁判員に比較して、女性裁判員は、情状酌量の余地が相対的に大きいと認知する。

5) 被告人が異性である場合、身体的魅力の低い被告人に比較して、身体的魅力の高い被告人に対して、裁判員は、情状酌量の余地が相対的に大きいと認知する（傾向がある）。

6) 被告人が同性である場合、身体的魅力の低い被告人に比較して、身体的魅力の高い被告人に対して、裁判員は、犯罪行為の原因を性格に帰属することが相対的に少ない。

身体的魅力の影響過程 1) 被告人の身体的魅力は、情状酌量の余地に関する裁判員の認知を高め、その結果、裁判員の課す量刑が軽くなり、殺人罪適用が抑制され、傷害致死罪適用が促進されるという影響過程が存在する。

2) 被告人の身体的魅力は、犯行の性格への帰属に関する裁判員の認知を低め、その結果、裁判員の課す量刑が軽くなり、殺人罪適用が抑制されるという影響過程が存在する。

3) 被告人が女性であることが、また、裁判員が女性であることが、情状酌量の余地に関する裁判員の認知を高め、その結果、裁判員の課す量刑が軽くなり、殺人罪適用が抑制され、傷害致死罪適用が促進されるという影響過程が存在する。

今後の課題 魅力的な被告人には、より軽い量刑が課せられたという本研究の結果より、身体的魅力のステレオタイプが裁判員の判断へ影響を与える可能性が示された。今後は、被告人に対する裁判員の刑罰の判断や印象形成に影響を与えると思われる様々なステレオタイプ（社会的地位、年齢、人種、ジェンダーに関するステレオタイプ）を特定すること、およびそれらのステレオタイプが刑罰の判断や印象形成に及ぼす影響メカニズムを解明することが課題となる。

引用文献

- Dane, F. C. (1992). Applying social psychology in the courtroom: Understanding stereotypes in jury decision making. *Contemporary Social Psychology*, **16**, 3, 33-36.
- Dion, K. K. (1972). Physical attractiveness and evaluation of children's transgressions. *Journal of Personality and Social Psychology*, **24**, 207-213.
- Dion, K., Berscheld, E., & Walster, E. (1972). What is beautiful is good. *Journal of Personality and Social Psychology*, **24**, 285-290.
- Hafemeister, T. L. (1993). Juror stress. *Violence and Victims*, **8**, 177-186.
- Heider, F. (1958). *The psychology of interpersonal relations*. New York: Wiley.
- 「開かれた裁判員制度」研究会 (2007). 裁判員制度がよく分かる本 秀和システム

- Kulka, R. A., & Kessler, J. B. (1978). Is justice really blind?: The influence of litigant physical attractiveness on juridical judgment. *Journal of Applied Social Psychology*, **8**, 366-381.
- 西谷美和・吉川左紀子・赤松茂 (1999). 平均顔の特徴を探る：特異性・魅力・記憶の観点から 電子情報通信学会技術研究報告, **HCS98-42**, 23-30.
- 最高裁判所 (2007). ブックレット 裁判員制度—はじまる！私たちが参加する裁判— 最高裁判所
- 最高裁判所 (2008a). 裁判員制度「裁判員制度の紹介」
<<http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction.index.html>> (2008年6月6日)
- 最高裁判所 (2008b). 裁判員制度「裁判員の仕事と役割」
<http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/work_and_role.html> (2008年6月6日)
- Sigall, H., & Ostrove, N. (1975). Beautiful but dangerous : Effects of offender attractiveness and nature of the crime on juridic judgment. *Journal of Personality and Social Psychology*, **31**, 410-414.
- Staley, C. (2008). Facial attractiveness and the sentencing of male defendants. *Dissertation abstracts international: section B: The sciences and engineering*, **68**, 5639.
- Vrij, A., & Firmin, H. R. (2001). Beautiful Thus Innocent? The impact of defendants' and victims' physical attractiveness and participants' rape beliefs on impression formation in alleged rape cases. *International Review of Victimology*, **8**, 245-255.
- Walster, E., Aronson, V., Abrahams, D., & Rottman, L. (1966). Importance of physical attractiveness in dating behavior. *Journal of Personality and Social Psychology*, **4**, 508-516.

謝辞

実験材料の作成に関して、貴重な資料を提供して下さった比治山大学現代文化学部社会臨床心理学科の吉田弘司先生に、厚くお礼申し上げます。